

## 北九州市議会先例新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p><b>第1章 会議</b> <b>第24節 質疑・質問</b></p> <p><b>112</b> 当初予算（暫定予算を除く。）を審議する定例会の質疑は、代表質疑と一般質疑に分けて行う。その他の定例会の質疑は、会派質疑と一般質疑に分けて行う。なお、一般質疑は代表質疑又は会派質疑の終了後に行う。</p> <p><b>113</b> 代表質疑及び会派質疑は、所属議員が4人以下の会派（無所属を含む。）には認めない。</p> <p><b>114</b> 代表質疑の発言時間は答弁を含め1会派90分以内とし、発言者数は1会派1人以内とする。  <u>会派質疑の発言時間は答弁を含め1会派60分以内とし、発言者数は1会派2人以内とする。なお、60分以内の発言時間を2人で使用する場合、発言時間は答弁を含め1人30分以内とし、2人の発言は連続して行うものとする。また、60分以内の発言時間を30分以内とし、1人で使用することもできる。</u></p> <p><b>115</b> 代表質疑及び会派質疑の発言順序は、大会派順（所属議員同数の会派は、会派結成の届出順）とする。</p>	<p><b>第1章 会議</b> <b>第24節 質疑</b></p> <p><b>112</b> 当初予算（暫定予算を除く。）及びこれと同時に提出された議案に対する質疑は、代表質疑と一般質疑に分けて行う。</p> <p><b>113</b> 代表質疑は、所属議員が5人以上の会派につき各1人以内とし、所属議員が4人以下の会派（無所属を含む。）には認めない。</p> <p><b>114</b> 代表質疑の発言時間は、答弁を含め1会派90分以内とする。</p> <p><b>115</b> 代表質疑の順序は、大会派順（所属議員同数の会派は、会派結成の届出順）とする。</p>

**116** 各会派（無所属を含む。）の一般質疑及び一般質問における発言時間等は、次の考えに基づき設けるものとする。（付表参照）

- (1) 議員1人の年間（暦年）の一般質疑及び一般質問の発言時間は、答弁を含め90分とし、各会派に所属議員数に応じた発言時間を付与する。
- (2) 各会派に付与した発言時間は、30分を1枠として換算し、これを年間（暦年）の発言枠数とする。
- (3) 各定例会における一般質疑及び一般質問者数の均等化を図るため、定例会ごとに各会派の発言枠数に上限を定める。
- (4) 議員1人の一般質疑及び一般質問の発言は1枠を基本とし、各会派の発言枠数の範囲内で、これを2枠とすることができる。
- (5) 各会派の発言枠数の範囲内で議員1人が年間（暦年）の発言時間90分を超えて発言することができる。
- (6) 各会派は、発言枠を一般質疑及び一般質問のいずれにも使用することができる。

**117** 削除

**117-2** 削除

**118** 会派の所属議員に異動があった場合の一般質疑及び一般質問の発言枠数については、異動後の会派所属議員数に基づき、定例会ごとに定められた発言枠数の範囲内とする。

**116** 質疑者数は、代表質疑を除き、次の区分による。ただし、端数の0.5人については、一般質問の0.5人と合わせ、質疑又は一般質問のいずれかにおいて1人発言することができる。なお、一般質疑においては「2.5人以内」を「3人以内」、「3.5人以内」を「4人以内」、「4.5人以内」を「5人以内」とそれぞれ読み替える。

所属議員4人以下の会派は	1人以内
所属議員5人以上7人以下の会派は	2人以内
所属議員8人以上10人以下の会派は	2.5人以内
所属議員11人以上13人以下の会派は	3人以内
所属議員14人以上16人以下の会派は	3.5人以内
所属議員17人以上19人以下の会派は	4人以内
所属議員20人以上の会派は	4.5人以内

**117** 質疑（代表質疑を除く。）の発言時間は、答弁を含め1人60分以内とする。ただし、所属議員2人及び3人の会派は1人30分以内、所属議員1人の会派（無所属を含む。）は1人15分以内とする。なお、所属議員1人の会派にあっては、次定例会の発言時間を繰り上げ、合わせて30分以内とすることができる。その場合においては、次定例会において質疑及び一般質問をすることはできない。

**117-2** 所属議員1人の会派（無所属を含む。）は、一の定例会において、質疑（一般質疑を除く。）又は一般質問のいずれかを行うことができる。

**118** 所属議員4人以上の会派は、1人60分以内の発言時間を2人に分割することができる。この場合において、発言時間は答弁を含め1人30分以内とし、2人の発言は連続して行うものとする。

**119** 一般質疑及び一般質問の発言順序は、議会運営委員会で会派ごと1人ずつ抽せんで決めるものとし、くじを引く順序及び発言順序の決定は次の方法による。ただし、所属議員4人以下の会派（無所属を含む。）の発言者は、2回目以降の抽せんに加え、委員長がくじを引く。

また、発言順序決定後の会派間の変更は認めない。

くじを引く順序及び発言順序決定方法

抽せん	各会派の発言通告者のうち	くじを引く順序	発言順序
1回目	1人目	大会派順	1番から
2回目	2人目	小会派順	1回目の最終順位の次番から
3回目	3人目	大会派順	2回目の最終順位の次番から
4回目	4人目	小会派順	3回目の最終順位の次番から
5回目以降	以下、同様とする。		

**119-2** 追加議案に対する質疑は一般質疑のみとし、その一般質疑の発言時間及び発言者数については、提案理由説明ごとに、所属議員5人以上の会派は答弁を含め60分以内で2人以内とし、所属議員4人以下の会派（無所属を含む。）は答弁を含め30分以内で1人以内とする。

**119-3** 臨時会における質疑の発言時間及び発言者数は、付議事件を確認し、その都度、議会運営委員会において協議する。

**119** 質疑（代表質疑を除く。）の順序は、議会運営委員会で会派ごと1人ずつ抽せんで決めるものとし、くじを引く順序及び質疑順位決定は次の方法による。ただし、所属議員4人以下の会派（無所属を含む。）の質疑者は、2回目の抽せんに加え、委員長がくじを引く。なお、所属議員4人以下の会派（無所属を含む。）の質疑は、所属議員5人以上の会派の1人目の質疑が全て終了した後の最初の午後1時の再開時（所属議員5人以上の会派の2人目の質疑者がいないときは、1人目の質疑が全て終了する時とし、2人目の質疑が当該再開時前に全て終了するときは、その時とする。）から連続して行う。

また、順位決定後の会派間の変更は認めない。

くじを引く順序及び質疑順位決定方法

抽せん	各会派の発言通告者のうち	くじを引く順序	質疑順位
1回目	1人目	大会派順	1番から
2回目	2人目	小会派順	1回目の最終順位の次番から
3回目	3人目	大会派順	2回目の最終順位の次番から
4回目	4人目	小会派順	3回目の最終順位の次番から
5回目	5人目	大会派順	4回目の最終順位の次番から

**120** 質疑（代表質疑を除く）及び一般質問が行われる日の本会議における休憩時間は、次の考えに基づき設けるものとする。

- (1) 原則として、発言時間120分を目安に休憩を設け、昼食に要する休憩は60分、午後の休憩は15分とする。
- (2) 午前11時30分からの発言時間が60分となった場合は、午後の再開時刻を午後1時30分とする。
- (3) 6月定例会（当初予算を審議する場合は3月定例会）及び12月定例会の市長提案理由説明（追加議案を除く）が行われる日の本会議は、午前の発言時間を90分として休憩を設け、午後の再開時刻を午後1時とする。また、午前の発言時間が120分となった場合は、午後の再開時刻を午後1時30分とする。

**122** 質疑及び一般質問に係る会議規則第65条第1項の規定に基づく答弁書は、会期最終日の議事日程を協議する議会運営委員会の開会時までに議長に提出する。

#### **第25節 削除**

**124** 削除

**125** 削除

**120** 発言時間を2人に分割した場合において、その2人の質疑の順序の抽せんは、2人を1人とみなして行う。

**122** 質疑に係る会議規則第65条第1項の規定に基づく答弁書は、会期最終日の議事日程を協議する議会運営委員会の開会時までに議長に提出する。

#### **第25節 質問**

**124** 一般質問における発言者数、発言時間及び発言順序決定の方法は、質疑（代表質疑を除く。）の例による。

**125** 一般質問に係る会議規則第65条第1項の規定に基づく答弁書の提出期限は、質疑の例による。

## 第26節 討 論

129-2 討論の発言時間は、会派に所属する議員数に5分を乗じて得た時間（無所属は5分）の範囲内とする。ただし、時間表示は行わず、所定の時間が経過した際は、議長から討論の終了を促すものとする。

なお、討論に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 討論の内容は、その賛否を明確にするとともに、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。
- (2) 全会派（無所属を含む。）一致で議決されることが見込まれる事件に対する討論は、議事の円滑化を図るため、極力控えるものとする。

130 賛成討論又は反対討論の通告者が2人以上あるときの発言順序の決定方法は、一般質疑の例による。

## 第26節 討 論

130 賛成討論又は反対討論の通告者が2人以上あるときの討論者の発言順序は、議会運営委員会で会派ごとに抽せんで決めるものとし、くじを引く順序及び討論順位決定は次の方法による。ただし、所属議員4人以下の会派（無所属を含む。）は、所属議員5人以上の会派の抽せんの後とし、委員長がくじを引く。

抽せん	くじを引く順序	討 論 順 位
1回目	大会派順	1番から
2回目	小会派順	1回目の最終順位の次番から